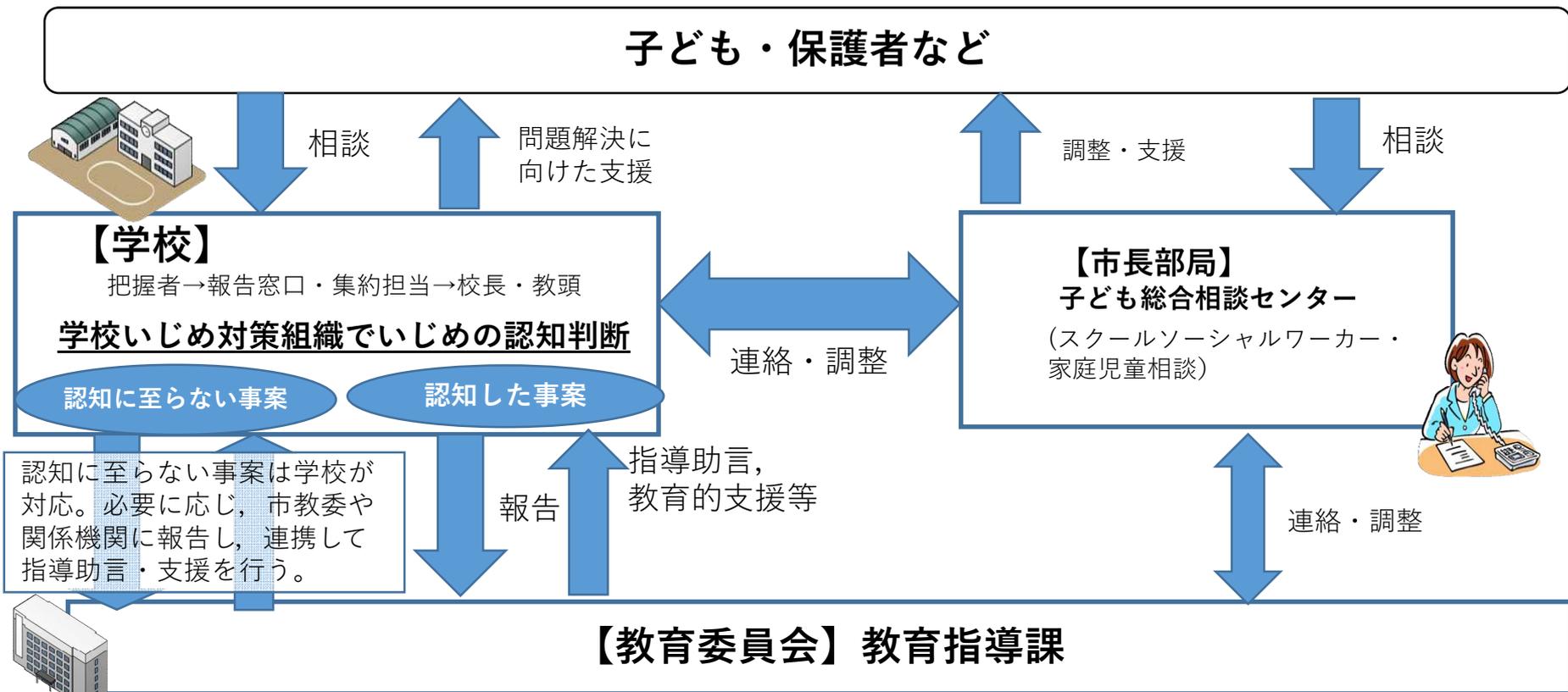


# いじめ事案の相談対応の流れ（現状）

資料 4



## 課題

- ・いじめの発見, 対応までに時間が掛かる場合がある。
- ・当事者間で解決困難な場合に調整する機関がない。
- ・子どもや保護者からの相談に幅広く応じる窓口が必要

- ・相談窓口の設置や学校・市教委・市長部局の連携と情報共有による迅速な対応
- ・いじめ対策専門部署の専門職等による調整
- ・いじめ問題解決のための相談窓口の整備

# いじめ事案の相談対応の流れ（見直し案）

子ども・保護者など

相談

問題解決に向けた支援

## 【学校】学校いじめ対策組織

（校長・教頭・いじめ対策推進リーダー・教諭）

- 定期的及び事案把握時の会議の開催
- 困難ケースの速やかな報告と教育委員会への支援要請
- 被害児童生徒及び保護者への支援
- 加害児童生徒及び保護者への助言等

把握した全ての事案について  
認知の有無にかかわらず報告

## 【教育委員会】いじめ担当組織

（担当次長、指導主事で構成）

- いじめ（疑いを含む）事案報告の受理
- いじめ対応に係る学校への指導助言
- 困難ケースにおける市長部局の支援要請
- いじめ防止基本方針等の作成、点検等
- いじめに係る附属機関の運営

指導助言・  
教育的支援等

連携と情報共有に  
よる一体的な対応

協議  
調整

専門職等による調査・支援

学校・教育委員会に相談したが  
解決しない場合等

相談

直接相談

問題解決に向けた支援

## 【市長部局】いじめ対策専門部署

- 被害児童等への聴取
- 被害児童等の支援
- 当事者間の調整
- 弁護士による助言
- 問題解決に向けた仲裁
- 問題解決後の確認等

### 専門職の配置

- 行政職員（福祉職経験者等）
- カウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 弁護士等

